

平成 30 年度社会教育主事専門講座実施要項

1 趣 旨

社会教育主事として必要な高度かつ専門的な知識・技術に関する研修を行い、都道府県の指導的立場にある社会教育主事としての力量を高める。

平成 30 年度テーマ：「客観的な根拠に基づく社会教育の経営戦略とは」

テーマ設定理由：

平成 29 年 3 月に学びを通じた地域づくりに関する調査研究協力者会議による「人々の暮らしと社会の発展に貢献する持続可能な社会教育システムの構築に向けて（論点の整理）」では、今後の社会教育において、「社会教育主事には、今後、『地域課題解決学習』の推進を図っていく上で、関係施策の企画・立案や事業の推進に向けて」様々な役割を担うことが求められている。

さらに、平成 32 年度には、新たな社会教育主事講習等規程が施行されることに伴い、多様な主体との連携・協働した地域課題の解決、地域活性化支援に関わる知識・技術の修得を目的とした「社会教育経営論」が新設される。

また、平成 30 年 8 月、中央教育審議会総会において、公立社会教育施設の所管の在り方等について指摘する中、社会教育主事には、今後も人づくりや地域づくりの中核的な役割が求められ、公立社会教育施設の所管に関する特例を活用する場合にも、新設される社会教育士の活用が期待されている。

一方、平成 30 年 6 月、第 3 期教育振興基本計画が閣議決定され、「今後の教育政策に関する基本的な方針」とともに、「今後の教育政策の遂行に当たって特に留意すべき視点」の中で「客観的な根拠を重視した教育政策の推進」「教育投資の在り方」「新時代の到来を見据えた次世代の教育の創造」の三つが指摘された。特に、「客観的な根拠を重視した教育政策の推進」では、「教育政策の PDCA サイクルの推進」と「客観的な根拠を重視した政策推進の基盤形成」の二つの視点が指摘された。

PDCA サイクルについては、従前より言われているところではあるが、各施策を効果的かつ効率的に実施するとともに、教育政策の意義を広く国民に伝え、様々な社会の構成員の参画の促進等を図るためにも、目標の達成状況を客観的に点検し、その結果を対外的にも明らかにするとともに、その後の施策へ反映していくことを指摘している。また、客観的な根拠の重視については、教育政策に関する EBPM (Evidence-based Policymaking ; 証拠に基づく政策立案) を推進する体制について指摘された。EBPM については、政府が「経済財政運営と改革の基本方針 2017」(平成 29 年 6 月 9 日閣議決定) 等において示されたもので、教育政策にもその推進体制を構築するものである。

そこで、本講座では、こうした動向を踏まえつつ、従前より示されている、ネットワーク型行政の中核を担う社会教育主事に今後求められる役割や資質・能力等について、全庁的な施策体系を俯瞰(ふかん)しながら、自信と誇りをもって社会教育行政の施策を推進するために必要な「経営」の視点と、客観的な根拠に基づく教育政策を展開するための「PDCA・EBPM」の視点を身につけることで、教育政策を総合的・多角的に判断し、施策の企画・立案を行うための知識や技術を、講義・演習等を通して習得することを目指す。

2 主 催

文部科学省

国立教育政策研究所(社会教育実践研究センター)

3 期 間

平成30年11月6日（火）～11月9日（金）（4日間）

4 対 象

社会教育主事の資格を有している者で、都道府県及び指定都市教育委員会が推薦する次の者

(1) 都道府県及び指定都市教育委員会の社会教育主事等での勤務経験が2年目以上の者

(2) 都道府県及び指定都市立生涯学習・社会教育センターの社会教育主事等での勤務経験が2年目以上の者

(3) 上記(1)～(2)と同等の職務を行うと主催者が認めた者

※趣旨のとおり、本講座は、ある程度経験を積んだ社会教育主事等を対象とした内容で構成していますので、推薦の際には御配慮ください。

5 定 員

50 人

6 会 場

国立教育政策研究所社会教育実践研究センター

〒110-0007 東京都台東区上野公園 12-43

T E L 03-3823-8420・8681

F A X 03-3823-3008

7 研修方法、主な内容及び講師

別表1のとおり

8 日 程

別表2のとおり

9 受講者の推薦手続

都道府県・指定都市教育委員会は、受講希望者の所属する関係機関から受講申込みを受け、適任者を選考の上、平成30年10月5日（金）〔必着〕までに受講申込書（別紙様式1）及び推薦書（別紙様式2）を各1部、国立教育政策研究所社会教育実践研究センター宛てに送付してください。「推薦書」には受講希望者を五十音順で記載してください。

10 受講者の決定

文部科学大臣は、都道府県・指定都市教育委員会の推薦に基づき受講者を決定し、当該教育委員会に通知しますので、当該教育委員会は本人に通知をお願いします。

11 修了証書

当該専門講座の全日程を受講するとともに、事前提出課題シート及び事後レポートをもとに文部科学省より修了証書を授与します。

※事前提出課題シート・事後レポートについて

(1) 事前提出課題シート

内容：「自身が取り組む地域課題解決に資する事業や社会教育主事の役割等について」

様式：平成30年度社会教育主事専門講座 事前提出課題シート（受講者カード）

提出期限：受講決定後～平成30年10月31日(水)

提出：電子メール（様式・宛先は受講決定時にお知らせします。）

(2) 事後レポート（1,200字程度，40字×30行）

内容：「研修成果を踏まえ，事前提出課題シートで記入した課題等への改善についての提案」

様式：A4判 横書き，文字10.5ポイント，字体MS明朝

提出期限：平成30年11月22日(木)

提出：電子メール（様式・宛先は受講決定時にお知らせします。）

12 受講に要する経費

受講に要する旅費等は，受講者側の負担とします。資料代等の負担金はありません。

13 持参品

印鑑（出席簿への押印用）

14 開館時間

当センターの入館は9時00分以降とします。

15 健康管理について

受講申込みの際は，申込書（別紙様式1）の「健康状況」の欄に該当する事項をもれなく御記入ください。また，受講申込み後に生じた疾病等についても当センターに御連絡いただくようお願いいたします。

16 宿泊について

当センターに宿泊施設はありません。宿泊予定の方は，近隣のホテル等を各自で手配してください。よろしくお願いいたします。

17 その他

(1) 実施要項についての問合せは，国立教育政策研究所社会教育実践研究センター普及・調査係（03-3823-8420・8681）までお願いします。

(2) 当センターの館内は禁煙です。喫煙は所定の場所で行ってください。

(3) 研修期間中の方が一の事故やけがに備えて，傷害保険等に加入するなどして，各自の責任で万全を期してください。

(4) 当センターには，駐車・駐輪スペースがありません。お越しの際は，公共交通機関を利用してください。